

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町手数料条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

おはようございます。

議案第3号、多度津町手数料条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

平成25年5月31日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されたことに伴い、その後様々な環境整備が行われる中で、本年10月5日を基準日としていよいよ所謂「マイナンバー制度」がスタートすることになっております。

これにより、10月14日以降から11月末を目処に全国民に対してまず個人番号の「通知カード」が国の関係機関から送付されることになり、その際に同封されている申請書に写真を添えて「個人番号カード」の申請をされた方に対して、来年1月1日以降に当町で申し上げますと住民課窓口において「個人番号カード」を交付する、そういった流れで進んでまいりますが、同法に規定する「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付に係る手数料規定の新設、ならびに「個人番号カード」の新規交付に伴い従来の「住民基本台帳カード」の交付が終了することから、「住民基本台帳カード」の交付又は再交付に係る手数料を廃止しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

まず第1条関係として、別表中「7住民基本台帳法に係るもの（1）住民基本台帳カードの交付又は再交付1件につき500円」の次に「7の2行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係るもの（1）通知カードの再交付1件につき500円」を加えるものです。

5ページをお願い致します。

続いて第2条関係として、「7住民基本台帳法に係るもの（1）住民基本台帳カードの交付又は再交付1件につき500円」及び「7の2行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係るもの（1）通知カードの再交付1件につき500円」を「7行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係るもの（1）個人番号カードの再交付1件につき800円（2）通知カードの再

交付1件につき500円」に改めるもので、いずれも「個人番号カードあるいは通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。」と条件を付記しています。

3ページにお戻りください。

附則として、施行期日について「この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。」と規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。